

得点	/ 20
----	------

氏名 \_\_\_\_\_

問題 次の各取引について仕訳しなさい。(20点)

1. 東京商事株式会社は、決算時に、法人税¥800,000、住民税¥300,000、事業税(所得課税分)¥180,000を確定した。なお、期中に中間納付した額(仮払い処理済み)として、法人税¥300,000、住民税¥100,000、事業税(所得課税分)¥90,000がある。
2. 決算に際し、当期分の法人税等¥450,000を計上した。なお、当社はすでに小切手を振り出して¥200,000を中間納付しており、仮払い法人税等として処理している。
3. 山形商事(株)は、過年度分の法人税等について更正を受け、税金の還付額¥463,000が、当社の当座預金に振り込まれた。
4. 堂島物産(株)は、過年度分の法人税等について更正を受け、税金の追徴額¥24,038,000を小切手を振り出して支払った。
5. 富山商事株式会社は、決算にあたり、商品売買取引に係る消費税の納付額を計算し、これを確定した。なお、消費税の仮払分は¥84,800、仮受分は¥117,800であり、消費税の記帳方法として税抜方式を採用している。

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1				
2				
3				
4				
5				

問 題 次の各取引について仕訳しなさい。(20点)

1. 東京商事株式会社は、決算時に、法人税¥800,000、住民税¥300,000、事業税（所得課税分）¥180,000を確定した。なお、期中に中間納付した額（仮払い処理済み）として、法人税¥300,000、住民税¥100,000、事業税（所得課税分）¥90,000がある。
2. 決算に際し、当期分の法人税等¥450,000を計上した。なお、当社はすでに小切手を振り出して¥200,000を中間納付しており、仮払い法人税等として処理している。
3. 山形商事(株)は、過年度分の法人税等について更正を受け、税金の還付額¥463,000が、当社の当座預金に振り込まれた。
4. 堂島物産(株)は、過年度分の法人税等について更正を受け、税金の追徴額¥24,038,000を小切手を振り出して支払った。
5. 富山商事株式会社は、決算にあたり、商品売買取引に係る消費税の納付額を計算し、これを確定した。なお、消費税の仮払分は¥84,800、仮受分は¥117,800であり、消費税の記帳方法として税抜方式を採用している。

	借方科目	金額	貸方科目	金額	出所
1	法人税等	1,280,000	仮払法人税等	490,000	107回 1-2
			未払法人税等	790,000	
2	法人税等	450,000	仮払法人税等	200,000	112回 1-3
			未払法人税等	250,000	
3	当座預金	463,000	還付法人税等	463,000	113回 1-3
4	追徴法人税等	24,038,000	当座預金	24,038,000	
5	仮受消費税	117,800	仮払消費税	84,800	132回 1-3
			未払消費税	33,000	

問 題 次の各取引について仕訳しなさい。(20点)

- 1 決算にあたって、税引前当期純利益 ¥ 700,000 の 40%を法人税、住民税および事業税に計上した。なお、¥120,000 については、すでに中間納付をしている。
- 2 決算にあたり、当期の法人税 ¥ 2,500,000、住民税 ¥ 500,000、事業税 ¥ 700,000 を見積もった。なお、中間納税の際に、前年度の納付税額の合計 ¥3,100,000 の 50 %を現金で納付していた。
- 3 商品（本体価格 ¥ 500,000）を仕入れ、8 %の消費税を含めて代金は掛けとした。なお、消費税については税抜方式で記帳する。
- 4 定期預金（1年満期、利率年1 %） ¥ 15,000,000 を銀行に預け入れていたが、この定期預金が満期となった。この満期額に、仮払法人税等に計上する源泉所得税（20 %）控除後の受取利息手取額を加えた金額を、さらに1年満期の定期預金として継続した。
- 5 固定資産税 ¥ 2,400,000（これを4期に分けて分納）の納税通知書と土地の取得原価に含める不動産取得税 ¥ 1,100,000 の納税通知書を受け取り、これらを未払計上した。
- 6 C商事から、商品 ¥ 3,200,000 と研究開発専用で使用する測定機器備品 ¥ 600,000 を、翌月末払いの条件で購入した。これらに対する消費税の税率は8 %であり、取引は税抜方式により記帳する。
- 7 商品（本体価格 ¥ 500,000）を得意先福島商店に売り渡し、代金は8 %の消費税とともに今月末に受け取ることにした。なお、当社は消費税の記帳に関しては税込方式を採っている。
- 8 商品（本体価格 ¥ 400,000）を売上げ、8 %の消費税を含めて代金は掛けとした。なお、消費税については税抜方式で記帳する。
- 9 決算を行い、納付すべき消費税の額を算定した。なお、本年度の消費税の仮払分は ¥360,000、借受分は ¥ 830,000 であり、消費税の記帳は税抜方式により行っている。
- 10 D社は、決算において売掛金期末残高に対して貸倒引当金を設定したが、¥ 50,000 は税法上損金算入が認められなかった。なお、法人税等の実効税率は30 %として、税効果会計を適用する。

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	法人税、住民税及び事業税	280,000	仮払法人税等	120,000
			未払法人税等	160,000
2	法人税、住民税及び事業税	3,700,000	仮払法人税等	1,550,000
			未払法人税等	2,150,000
3	仕入	500,000	買掛金	540,000
	仮払消費税	40,000		
4	定期預金	15,120,000	定期預金	15,000,000
	仮払法人税等	30,000	受取利息	150,000
5	租税公課	2,400,000	未払金	3,500,000
	土地	1,100,000		
6	仕入	3,200,000	買掛金	3,456,000
	研究開発費	600,000	未払金	648,000
	仮払消費税	304,000		
7	売掛金	540,000	売上	540,000
8	売掛金	432,000	売上	400,000
			仮受消費税	32,000
9	仮受消費税	830,000	仮払消費税	360,000
			未払消費税	470,000
10	繰延税金資産	15,000	法人税等調整額	15,000

出所： 1 第127回(2011. 2. 27)第1問 5      2 第136回(2014. 2. 23)第1問 2  
 3 第138回(2014. 11. 16)第1問 5      4 第139回(2015. 2. 22)第1問 3  
 5 第139回(2015. 2. 22)第1問 5      6 第141回(2015. 11. 15)第1問 4  
 7 第142回(2016. 2. 28)第1問 1      8 第143回(2016. 6. 12)第1問 5  
 9 第146回(2017. 6. 11)第1問 5

氏名 \_\_\_\_\_

(解答用紙)

得点	/ 20
----	------

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

氏名 \_\_\_\_\_

得点	/ 20
----	------

問題 次の各取引について仕訳しなさい。なお、法人税等の実効税率は40%とする。(20点)

1. 平成 X1 年度の決算において、売掛金に対して貸倒引当金を ¥ 200,000 計上したが、うち ¥ 60,000 は税法上損金に算入することが認められなかった。
2. 前期に損金算入することが認められなかった貸倒引当繰額 ¥ 60,000 について、該当する売掛金が貸倒れ、当期中に適切に処理して当期の損金に算入することが認められた。そこで、税効果会計の処理を行う。
3. 決算にあたり、当期首に取得した備品（取得原価 ¥ 420,000、残存価額ゼロ、耐用年数3年）について、定額法により減価償却を行った。なお、税法で認められている耐用年数は6年であるために、税法で認められる償却額を超過した部分については損金に算入することが認められない。
4. 決算にあたり、その他有価証券で処理しているA社株式（取得原価 ¥ 800,000）を時価 ¥ 750,000 に評価替えした。ただし、税法では他有価証券差額計上は認められていないので、税効果会計を適用する。
5. 決算にあたり、その他有価証券で処理しているA社株式（取得原価 ¥ 800,000）を時価 ¥ 900,000 に評価替えした。ただし、税法では他有価証券差額計上は認められていないので、税効果会計を適用する。

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1				
2				
3				
4				
5				

問題 次の各取引について仕訳しなさい。なお、法人税等の実効税率は40%とする。(20点)

1. 平成 X1 年度の決算において、売掛金に対して貸倒引当金を ¥ 200,000 計上したが、うち ¥ 60,000 は税法上損金に算入することが認められなかった。
2. 前期に損金算入することが認められなかった貸倒引当繰額 ¥ 60,000 について、該当する売掛金が貸倒れ、当期中に適切に処理して当期の損金に算入することが認められた。そこで、税効果会計の処理を行う。
3. 決算にあたり、当期首に取得した備品（取得原価 ¥ 420,000、残存価額ゼロ、耐用年数3年）について、定額法により減価償却を行った。なお、税法で認められている耐用年数は6年であるために、税法で認められる償却額を超過した部分については損金に算入することが認められない。
4. 決算にあたり、その他有価証券で処理しているA社株式（取得原価 ¥ 800,000）を時価 ¥ 750,000 に評価替えした。ただし、税法では他有価証券差額計上は認められていないので、税効果会計を適用する。
5. 決算にあたり、その他有価証券で処理しているA社株式（取得原価 ¥ 800,000）を時価 ¥ 900,000 に評価替えした。ただし、税法では他有価証券差額計上は認められていないので、税効果会計を適用する。

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	繰延税金資産	24,000	法人税等調整額	24,000
2	法人税等調整額	24,000	繰延税金資産	24,000
3	減価償却費	140,000	備品減価償却累計額	140,000
	繰延税金資産	28,000	法人税等調整額	28,000
4	その他有価証券評価差額金	50,000	その他有価証券	50,000
	繰延税金資産	20,000	その他有価証券評価差額金	20,000
5	その他有価証券	100,000	その他有価証券評価差額金	100,000
	その他有価証券評価差額金	40,000	繰延税金負債	40,000

参考：日本商工会議所 新論点サンプル問題